

第15回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時：平成27年3月25日(水) 午後4時30分～午後6時30分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 若潮

3 出席者：

(1) 委員

稲垣総一郎委員、多賀谷一照委員、國松憲子委員、小川善之委員、中原秀治委員、藤谷護人委員、増山良子委員

(2) 事務局

小早川総務部長、久我政策法務課長、金森同課課長補佐、石川同課主査、大槻同課主任主事、中村同課主事

(3) 実施機関

稲生総合政策部長、積田統計課長、竹内同課主任主事、大木健康保険課課長補佐

4 議 題：

議 事

(1) 千葉市個人情報保護条例第8条第1項第6号の規定に基づく諮問

【個人情報の目的外の提供について（千葉市と東京大学との共同研究における国保データベース（KDB）システムに記録されている個人情報の東京大学への提供）】

5 議事の概要：

(1) 千葉市個人情報保護条例第8条第1項第6号の規定に基づく諮問

東京大学への個人情報の提供について、実施機関から説明を受け、審議した結果、匿名加工をして提供するなど個人情報保護に関し、必要な措置が講じられていることから、第三者によるセキュリティ監査などの条件を付したうえで、条例第8条第1項第6号に基づくものとして相当なものと認められる旨の答申をすることとした。

6 会議経過：

（久我政策法務課長）本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、中曽根委員さん、辻委員さん、内山委員さんがご欠席になっております。

では、会に先立ちまして、小早川総務部長よりご挨拶申し上げます。

（小早川総務部長）本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

前回の会議では、千葉市と東京大学との共同研究の運用状況につきまして、ご報告をさせていただいたところでございますが、本日、この共同研究に関し、国保データベース（KDB）に記録されております個人情報を東京大学へ提供することにつきまして、諮問させていただきますので、ご審議のほど、どうぞよろしく申し上げます。

（久我政策法務課長） それでは、稲垣会長さん、よろしく申し上げます。

（稲垣会長） ただいまから第15回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催します。本日は、3名の欠席ですが、半数以上の委員の皆様方にご出席いただいておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、この審議会は成立しております。また、本日の会議は、事前に委員の皆様にご案内いたしておりますとおり、公開の会議として開催いたしております。

（久我政策法務課長） 本日、傍聴人の方はおりません。

議事（１） 千葉市個人情報保護条例第８条第１項第６号の規定に基づく諮問

（稲垣会長） 会議次第に従いまして、議事に入ります。千葉市個人情報保護条例第８条第１項第６号の規定に基づく諮問「個人情報の目的外の提供について」を議題とします。

これは、前回の会議の議題となりました「千葉市と東京大学との共同研究」に関するものです。

前回の会議では、報告事項として議論して、会議の中で様々なご意見があったと思います。それらを踏まえて、再度整理をし、今回、諮問事項ということで審議会に上がってきましたが、まずは、それに関する考え方や経緯について事務局から説明をお願いします。

【事務局説明】

（金森政策法務課課長補佐） 政策法務課課長補佐の金森と申します。

今回の諮問案件は、個人情報保護条例第８条第１項第６号を根拠とするものでありまして、「千葉市と東京大学との共同研究における国保データベース（KDB）システムに記録されている個人情報の東京大学への目的外の提供」について、ご意見を伺うものでございます。

資料１「千葉市と東京大学との共同研究における健康・医療（KDB）データ分析」をご覧ください。本案件は、前回の会議にて報告事項として説明させていただいたものでございます。

個人情報保護条例は第８条で「個人情報を取り扱う事務の目的」以外の利用や提供の原則禁止を示しておりますが、前回の会議では、事務局としては本件については、その「個人情報を取り扱う目的」を「データ取得の根拠たる介護保険事業や国民健康保険事業の相対的な目的」と捉え、報告事項としました。

しかし、前回の会議におきまして、「現行の条例は今回のような個人情報の提供を想定していないのではないか」、「提供するにしても、ルールを示した上で研究の目的に必要な範囲に限定すべきではないか」など、様々なご意見をいただきました。

そこで、これらの意見を踏まえ再度検討したところ、現行の個人情報保護条例は、今回のような包括的な情報提供まで「個人情報を取扱う目的」としているとは言いがたいこと、また、本件は、単に分析という業務を委託するというものではなく、東京大学との共同研究の一環として提供するものであり、目的外という側面を十分に含んでいること等から、個人情報保護条例第８条第１項第６号に該当する「目的外の提供」ということで、今回、諮問事項といたしました。

「個人情報保護事務の手引き（その１）」の52頁に、条例第８条第１項第６号の条文が記載されていますが、「前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することにやむをえない理由があると認められるとき」となっております。

次に、56頁をご覧ください。こちらは、同号の適用についての記載でございます。同号の適用につきましても、平成18年に本審議会から了解をいただいた類型が存在します。

その類型で言いますと、２番目の「研究・統計資料作成」が当てはまり得ると考えられるのですが、前回の会議の議論を踏まえまして、本日の審議会では、その類型に該当するものとするか、又は個別の案件とするかということからご議論いただき、また、「千葉市が東京大学に情報を提供する際のルール（案）」について、資料２としてまとめてございますので、ご意見をいただければと考えております。

それでは、本件の具体的な内容につきまして、特にこれまで審議会においてご説明を差し上げていない事項に重点を置き、実施機関からご説明をします。

【実施機関の説明】

（稲生総合政策部長） 総合政策部長の稲生と申します。よろしく申し上げます。

本日ご審議をいただきます案件につきましては、これまでも触れられていますように、前回の会議におきましてご審議をいただきました東京大学との共同研究についてござい

ます。今回は、前回の会議等のご意見を踏まえさせていただきまして、先ほどの説明のとおり、目的外利用として整理をさせていただきますとともに、東京大学に対します個人情報提供の提供基準及び各種リスクの対策につきまして、「千葉市・東京大学との共同研究におけるデータの取扱いについて（案）」という形の資料を作成しましたので、これらを含めましてご意見を頂戴いたしたいと存じます。

詳細につきましては、統計課長より説明をさせていただきます。

（積田統計課長） 統計課長の積田でございます。よろしく申し上げます。

まず、資料1「千葉市と東京大学との共同研究における健康・医療（KDB）データ分析」をご覧ください

こちらは、前回2月6日の会議でご報告をさせていただいた資料でございますが、再度、流れをご確認いただければと存じます。私から追加のご説明といたしましては、今回、医学部を加えて行う健康・医療分析では、レセプト等の医療関係データを取り扱いますが、専門性が高く、医学的な知見が必要不可欠であることから、東京大学での分析を必要とするものであります。

東京大学では、効果的な保健指導や受診勧奨などの介入、予防医療の検討・提案や自治体の医療費モデルの分析及びシミュレーションによる予防医療の効果検証などの分析を行い、疾病を未然に防ぐ予防医療を検討し、医療費の適正化を目指すものでございます。本共同研究で今回行う健康医療データ分析に関しましては、厚生労働省が保険者に対しデータ分析に基づくデータヘルス計画の策定を求めており、計画策定に当たっては、今回利用を予定しております国保データベースシステム、いわゆるKDBのデータ等を各自治体において積極的に分析・利用し、各事業の推進を図るようにとされています。

次に、資料2「千葉市・東京大学との共同研究におけるデータの取扱いについて（案）」をご覧ください。こちらは、今回策定をいたしました千葉市・東京大学との共同研究におけるデータの取扱い（案）を定めたものでございまして、千葉市が東京大学に対して求める個人情報の提供基準と、そのリスク対策をまとめております。

まず、1の「趣旨」でございます。この資料は、協定書に基づいた健康・医療データ分析に関する個人情報の適正な取扱いについて必要な手順などを定めております。

2には、用語の「定義」を示してございます。「個人情報」の定義が記載されていますが、ここで言う個人情報とは、個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報の定義と同様のものがございます。

また、「連結不可能匿名化」の説明がございまして、東京大学へ提供するデータにつきましては、提供前に本市職員が匿名化を行います。各データの項目の全部または一部の削除を行うほか、データ同士を連結するためのキーコードとなる対応表を東京大学へ提供しないことで、特定の個人を識別できないようにします。

続きまして、3の「分析目的」でございますが、本共同研究における分析の方向性を示してございます。本事業は、国民健康保険法、介護保険法の目的に沿った分析となっております。国の方でも分析を推奨しているものでございます。

4の「分析テーマ及び分析対象データ」でございますが、今回の共同研究テーマで対象となる予定のデータを列挙してございます。具体的な項目及び取扱いに関しましては、5の「分析対象データの提供方法等」でご説明をいたします。

まず、（1）の「提供に関する基本的な考え方」の所ですが、アでは、氏名や電話番号など特定の個人を直接的に識別する情報について、項目を全て削除することとしております。

イでは、生年月日や住所などの特定の個人の推定につながる項目について、その一部を削除することとしております。具体例といたしましては、生年月日のうち、日にちの部分削除することで、個人を識別できないようにすることとします。

ウでは、個人情報を管理している各情報システムを使用する個人に付与された番号につきまして、先ほど説明をいたしました「連結不可能匿名化」を行います。具体例といたしましては、国民健康保険の被保険者の番号などの各データに共通の番号でデータを連結した後、その番号を別の番号に置きかえることで、特定の個人を識別不可能にする処理でござ

ざいます。

また、使用しない項目につきましては、全て削除させていただきます。

次のページにございます表につきましては、ただいまご説明をした基本的な考えに基づき、具体的にどういった情報がどのデータに含まれているのかを表形式でまとめ、提供方法を示したものでございます。今回提供しない項目を含め、データベースに含まれている項目を洗い出したものになります。

まず、(ア)の「被保険者に関する情報」のところですが、(ア)のaは、「特定の個人を識別する項目」となります。氏名が国民健康保険データ、レセプトデータに存在していることを示しています。他には、電話番号、口座番号がございますが、いずれの項目も全て削除します。

次に、(ア)のbは、「特定の個人の推定に繋がる項目」になります。住所と生年月日が該当しますが、住所は郵便番号または町名までに置きかえ、生年月日は生年月に置きかえます。

次に、(ア)のcの「個人を識別する符号または番号」は、代表的なものとしては被保険者番号が挙げられますが、それ以外にもさまざまな項目があります。基本的には連結不可能匿名化を行った上で、これらの符号、番号は、全て削除します。

(イ)の「診療者に関する情報」については、特定健診を中心に、医師の名前などが記載されていますが、これらの項目は全て削除します。

(2)の「分析対象データ及びデータ分析結果の運搬方法」では、匿名化を実施した分析対象データや東京大学で分析を行った結果のデータをどのように運搬するかを示しています。データは、CD-Rなどの外部メディアにパスワードを設定した上で保存し、千葉市の職員が運搬することとします。

続きまして、6の「セキュリティ対策」でございますが、データを提供してから返却後まで、データを適切に管理し、より安全に配慮した取扱いを行うために規定したものでございます。

(1)の「管理体制」では、東京大学に匿名化データの適切な管理を行うための責任者として保護管理者を置くこととし、さらに実務担当として保護担当者を置くことを求めています。

(2)の「作業者の責務」では、匿名化データを取扱う作業者の責務として、法令規程等の遵守と(1)で定めた保護管理者、保護担当者の指示に従う旨の規定となっています。

(3)の「個人情報の取扱い」では、アでは、匿名化データへのアクセス権限について、必要最小限の作業者に限定することとし、イでは、アクセス権限のない作業者の匿名化データへのアクセスを禁止することを求めています。

また、ウでは、アクセス権限を有するものであっても、業務上の目的以外の目的で匿名化データにアクセスすることと、特定の個人を再識別化することを禁止するように求めています。

エでは、データの位置づけについて、既に東京大学と締結している協定書における機密情報として取扱うことを、オで、作業場所を東京大学内に限定することと、一定時間操作がない作業端末に関してスクリーンセーバーによる画面のロックや、復帰時における再認証など、セキュリティを高めた設定とすることを求めることとしています。

カ及びキでは、匿名化データが記録されるCD-ROMなどの媒体について、定められた場所への保管、施錠を行うこと及び不要となった場合のデータの消去及び廃棄方法について記載しています。

また、クでは、アからキまでの対策状況について、台帳などに記録し、千葉市へ報告するよう求めることとしています。

(4)の「情報システムにおける安全の確保等」では、ア及びイでは、作業端末のパスワード等の認証によるアクセス制御及びパスワード等の定期的な見直しなどの措置について、さらにウでは、匿名化データへのアクセス記録の保存及び市への報告について、エからカでは、ファイアウォールやウイルス対策ソフトの導入により、不正アクセス及びデータの漏えいの防止措置について規定しています。特に分析に使用する端末については、イ

ンターネットを含む外部との接続を一切行わないこととすることで、ハッキング等の不正アクセスによる情報の漏えい防止を図ることができるものと考えております。

クでは、分析端末の限定と、盗難防止のための端末の固定又は執務室の施錠などの対策を講じることとし、ケでは、外部メディアの書き出しについて、保護管理者の許可を得るとともに、暗号化、パスワードの設定等の保護措置を行うこととし、コでは、端末の移動の制限、作業を行わないときの端末のログオフの徹底を求めることとしております。

(5)の「情報システム室等の安全管理」では、アからウでは、作業室の入退室者の制限や、パスワード等による入退室の管理など、厳重な安全管理を求めることとし、エでは、出力した文書について、台帳による管理、不要となった場合の確実なシュレッダー処理等の措置を求めることとしています。また、カ及びキでは、設備の防犯、災害対策について記載しています。

(6)の「安全確保上の問題への対応」では、万が一安全確保上の問題が発生した場合の対策について、ア及びイでは、管理者より千葉市への報告及び被害の拡大防止のための必要な対策を求めることとし、ウ及びエでは、原因の分析及び再発防止対策などを求めることとしています。

(7)の「計画書の作成、点検・報告の実施」では、アでこれまでご説明した内容についてのセキュリティ対策をまとめたセキュリティ計画書の提出を求めることとしています。また、イでは、市への計画書の提出とあわせて、東京大学の関連規程に基づく必要な手続の実施と、その結果、本セキュリティ対策を上回る対策を行うものについては、その基準を遵守する責務を負うことを求めることとしています。

エでは、セキュリティ対策が遺漏なく行われていることを、チェックリストに基づき保護管理者が点検をし、先ほどご説明した匿名化データの利用・保管等の記録と端末へのアクセス記録とを併せて市へ報告することとしております。さらに、千葉市は、必要に応じて対策の実施状況について、実地に検査することができるように求めることとしています。

カでは、共同研究終了時のデータの消去、メディアの返却等を求め、市より提供するデータが継続保有されることのないよう対応を行います。また、キでは、点検・報告を行った内容を踏まえて、より安全なセキュリティ対策を行うため、随時見直しを行うことを求めることとしています。

次の6ページにつきましては、これまで説明した内容を、データを取扱う各場面でのリスクと、それを防止するための対策を表にまとめたものでございます。表の右端の該当項目がセキュリティ対策で記載した項目との対応となっております。各リスクに対して複数の対策を講じることで、リスクを未然に防ごうというものでございます。

1では、「千葉市が東京大学にデータを運搬する際のメディアの紛失、盗難等のリスク」に対し、提供データを匿名化データに限定するほか、パスワードによる保護、千葉市職員が持参することなどにより、対策を行うこととします。

2では、「東京大学でのメディアの紛失等のリスク」に対して、(1)の「責任体制の明確化」では、保護責任者、保護担当者を設置し、責任体制を明確化することや、(2)の「個人情報取扱の厳格化」では、個人情報の取扱いについて、作業員及び作業場所の限定、データの利用、保管、廃棄の方法の明確化、それについての千葉市への報告などによって、対策を行うこととします。

3では、「権限のない者の不正操作等によるリスク」に対して、作業室の厳格な管理、端末のファイアウォール、ウイルス対策ソフトの導入、データの暗号化措置を行うほか、作業端末の管理として、パスワードの設定、プログラムをインストールする者の限定、端末のログオフ及び復帰時の再認証の設定を行うこと、データへのアクセス状況と利用、保管状況について、市への報告によって対策を行うこととします。

4では、「端末の紛失、盗難等によるリスク」に対して、前記3と同様、作業室、作業端末の対策に加え、外部メディアを使用する際のウイルスチェック、警報装置などの防犯対策を行うことで対策をします。

5では、「外部メディアに書き出したデータの盗難、紛失等のリスク」に対して、データを書き出す際の暗号化処理、千葉市への報告により対策を行うこととします。

6では、「出力した文書の紛失等のリスク」に対して、錠付きキャビネットでの保管と、持ち出す際の記録、返却時の他者の確認による厳格な文書管理と不要となった文書の廃棄の徹底により、対策を行うこととします。

7では、「コンピュータネットワーク等を通じた流出、改ざん等のリスク」に対して、作業端末の外部ネットワークとの接続を禁止することによって、対策を行うこととします。

8では、「漏えい事故が発生した場合の被害拡大のリスク」に対して、東京大学内での管理者への報告、管理者による事故への対策及び市への報告、原因分析及び対策防止策の実施、事実関係の公表及び被害者への対応など、対応策の明確化を行うこととします。

9では、「共同研究終了後にデータが継続保有されることのリスク」に対して、データの利用、保管状況の記録及び市への報告、データの消去、メディアの返却を確実に行うことにより、対策を行います。

以上のように、本共同研究におけるデータの取扱いにつきましては、本取扱いで定めた手順及び対策に基づき個人情報の匿名化に加え、様々な方法での安全対策を講じ、市民の個人情報を守りつつ、本市の国民健康保険事業や介護保険事業における市民の健康増進や予防医療に貢献できる研究を東京大学と着実に進めてまいりたいと思っております。何とぞご理解をいただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【意見交換】

(稲垣会長) どうもありがとうございました。

まずは、目的外の提供として諮問になったいきさつのご説明がありました。それについてご質問がありますか。

(多賀谷委員) 前回の会議では、当案件は、諮問されていなかったということですね。

(稲垣会長) そうです。前回の会議では、目的外ではなく、東京大学へは目的内の提供であると実施機関が考えていたので、報告事項として取り扱ったということですね。

これに対して、いろいろご意見、例えば、現行の条例では、今回のように包括的な情報提供を想定していないのではないかと、という意見がありました。また、目的内の提供であったとしても、目的内なら何でも提供して良いということではないので、必要な範囲に絞るべきであって、そのためには様々な要件があるのではないかと、という意見もあったかと思っております。

先ほどの事務局からの説明では、前回の会議での意見を踏まえて再度検討した結果、報告事項ではなく諮問事項として取り扱った方が良くはないかということでしたね。

これに対して、目的外の提供として、本日ご審議していくことに対して、いかがでしょうか。

(多賀谷委員) 前回の会議で、私が強く申し上げたのは、全体の流れとして、この目的内の提供という整理は難しいのではないかとということです。国や、国の審議会で、このようなことが非常に問題になっていますので、それをそのまま目的内の提供という整理で行うと、後々、問題になるであろうと思っております。

それで、今、個人情報保護法（基本法）の改正について、国の方で議論されていますので、その資料を配ってもよろしいでしょうか。

(稲垣会長) はい。どうぞ。

(資料配付)

(多賀谷委員) 今、話を聞いていて、まさに、ある意味、並行している話ですので。

(稲垣会長) 確かに、国の方でもいろいろとありますので、内容に限らず、目的内の提供としてしまうのは。

(多賀谷委員) 配布資料についてですが、これは個人情報保護法（基本法）の改正に関する審議資料であって、国の行政機関の個人情報保護法の話ではありません。したがって、民間事業者同士の話ということになります。ただ、今この個人情報保護法（基本法）の改正法案は、国会に上程されていて、問題がなければ年度内に成立するかもしれません。

個人情報保護法（基本法）の改正法案が成立すれば、国の行政機関の個人情報保護法に

についても、これに準拠して改正されると思われます。

それで、この資料、概略的な条文ですが、まず、「要配慮個人情報」という概念がある。これは、「本人に対する不当な差別又は偏見が生じないように人種、信条、病歴等が含まれる個人情報については、本人同意を得て取得することを原則義務化し、本人同意を得ない第三者提供の特例（オプトアウト）は禁止する」というものです。まさに、この病歴のデータは、これに相当する。このままでは、本人の同意がなければ、おそらく、一切、外部に提供することはできないでしょう。

そこで、このままでは、個人情報の使用ができないので、その次に、「匿名加工情報」という概念を新たに設けている。今回の情報は、まさにここで言う匿名加工情報に当たるわけです。

ここにありますように、「特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを匿名加工情報と定義し、その加工方法を定めるとともに、事業者による公表などその取扱いについての規律を設ける」、これは相手が民間事業者ですので、このようになっています。

そして、その次に、「トレーサビリティの確保」ということで、これは事業者との、この場合には東京大学に当たりますが、「受領者は提供者の氏名やデータ取得経緯等を確認し、一定期間その内容を保存。また、提供者も受領者の氏名等を一定期間保存する」としています。

こういう形で匿名加工情報にして、それを相手方に渡した場合に、後々までトレーサビリティを確保することを民間事業者の場合にもフォーマットとしてできるだろうと。そして、おそらく、来年あたりは、国の行政機関の個人情報保護法でも、同様の改正が行われると思います。

その段階になって、千葉市における提供方法もこのレベルにも達していないということになると、後々問題があるということで、前回の会議では、少なくとも諮問をしていただいて、審議会の中できちんと議論した方が良かったらと思うので、申し上げました。

（稲垣会長） 要するに目的外の提供として、しっかり議論するということですね。

（多賀谷委員） そうです。その場合でも、匿名加工情報的なものにしなければいけないだろうということです。

この場合でしたら、ある程度、千葉市として、あくまで東京大学がどのようにそれをチェックしているかということを確認することが必要だろうと思います。

（稲垣会長） ありがとうございます。

今、配られました国の方の流れ等と関連して何かご意見ありますか。

（藤谷委員） この流れはこの流れとしながら、私は、目的内の提供という整理にも一つメリットがあると思います。目的外の提供としてしまうと、もともと、根拠法令等がどこにもなくなってしまいますので、そこに立ち戻って縛りをかけなければいけないことになります。

むしろ私は、これを使ってやること自体は、医療とか、介護の目的に、もともと国がそういうふうにやりなさいと言っていることのために、この千葉市が今、保有している個人情報を利用するという意味では、自然に考えると目的の範囲内であると考えられると思います。

そうであれば、目的外として、どこにも法的な根拠等との関係ではないとなってしまうよりは、医療に関する法律とか、介護に関する法律的なものがベースにあって、その中で、きちんとした制約を確保するというものが望ましい。

前回の会議では、私の見解はそのような考えであったのですが。

目的内、目的外のいずれにしても、東京大学が用意しているセキュリティに、千葉市が乗っかるだけでは不十分であるという前回の会議での意見に対して、本日の実施機関の説明では、対応が取られていると思いますので、目的内の提供であるのか、あるいは、目的外の提供であるのか、という議論にそれほどこだわる必要はないと思います。また、このことは、条例に抵触するかどうかという問題になりません。

多賀谷委員がおっしゃっている、包括的に大量に情報を提供するという形態自体は、今

まで想定されていないことも、全くそのとおりだと思いますが、それをもって、目的外の提供という整理は、若干、気になるのですが。

(多賀谷委員) 目的内ということは、匿名になった個人情報ではなくなったということですか。目的内ということは、やっぱり基本的に行政機関、千葉市の中だけの利用ということになるのではないのでしょうか。

(藤谷委員) ただ、今回そもそも、国から、そういう健康とかに関するデータをいろいろ活用して、それをプランニングするところまでやりなさいということですから。

(多賀谷委員) それは完全に個人情報ではない形で提供するのであれば良いと思いますが、個人情報が千葉市の外へ出るということでしたら、やはり、それは目的内とは言いがたいのではないのでしょうか。

(藤谷委員) その目的内か目的外かということと、第三者に提供する際のここの審議会でどういうチェックをかけるかということとは、必ずしも同一というわけではなくて、また、目的内であったからそれは個人情報ではないということではないと思います。個人情報であって、それは目的内であると考えられるのではあるけれど、それを第三者へ提供するときに、どのようにするかという問題であると思います。

(稲垣会長) 藤谷委員がおっしゃっているのは、目的内の提供であるか、目的外の提供であるかについては、提供する内容が個人情報であるかどうかということではなく、国民健康保険法であれば、例えば、国民のために、もって増進を図るとか、そのような意味で、それを抽象的な法律の目的内ではないか、ということですよ。

(藤谷委員) そうですね。

(稲垣会長) 個人情報かどうかということではなく、その抽象的な法律の目的であれば、目的内と言えるのかということだと思います。

(多賀谷委員) 要するに、それはその限りにおいて、個人情報保護条例の適用外だということですよ。

(藤谷委員) 個人情報保護条例においても、もともと、法に基づく事務でなければ、個人情報を取得できないと思います。

(多賀谷委員) 条例第8条第1項第2号に「法令等に定めがあるとき」という規定もありますが、それは目的外の利用が適用されるわけですが、それとも違うわけですか。

(稲垣会長) 私の理解では、例えば、国民健康保険法であれば、第1条あたりに法律の目的規定がありますよね。

(多賀谷委員) 国民健康保険法に基づいて行っている。昔は、かなりゆるく目的を考えていたわけですが。それも、多分、広い意味では目的外に該当すると思います。法律上で絞られている。それは言葉のあやの話になってきてしまう。

(藤谷委員) そうです。

(多賀谷委員) したがって、私は、ここでは条例第8条第1項第6号「審議会の意見を聞いた上で・・・」に該当するとした方が良いでしょう、と考えました。

(稲垣会長) 多賀谷委員がおっしゃっているように、審議会できちんと議論をするという方法が、私は良いのではないかと感じています。

(多賀谷委員) そうですね。

(稲垣会長) 事務局はそういう考えで、諮問することとしたのです。

(多賀谷委員) おそらく、条例第8条第1項第2号の「法令等に定めがあるとき」については、例えば、厚生労働省がアンケート調査をしたときに、アンケートに答えるというような形で提供するような場合とか、あるいは、小児糖尿病の検査のための情報の提供とか、そういう場合が典型的な場合だったと思います。

(稲垣会長) 今回の例でもそうで、直接的に書いてある場合ですよ。

(多賀谷委員) そうですね。直接的にですね。今回の場合、法令に直接的に書いてある場合ではありません。要するに、法令に書いてあれば、千葉市だけじゃなくて、他の市でも全部やっていることが普通だと思います。なぜ千葉市だけかという話です。

(稲垣会長) 多賀谷委員がお持ちになった個人情報保護法(基本法)の改正内容の中に、要配慮個人情報について、本人の同意を得ない第三者提供の特例(オプトアウト)の禁止

というのがありますが。

(多賀谷委員) 民間事業者の場合ですが、オプトアウトとは、本人の同意を得なくても、例えば地図情報システムなど本人の同意なしに提供しても良いということで、後で本人が嫌だと言った場合には削除することです。だから、スイカ(S u i c a)の場合はそうですね。改正法案では、要配慮個人情報に該当するものは、できないという話になります。

(稲垣会長) 今、問題になっているのは、個人情報保護条例第8条第1項第6号で行う目的外提供でしたよね。そういう特例が残ることは、将来、法律に抵触するおそれはないのですか。

(多賀谷委員) これは、個人情報保護法(基本法)のことですので、それは違反にはならないと思います。国の行政機関の個人情報保護法の場合には、そもそもオプトアウトの規定はありませんので、これは関係ないですね。

(稲垣会長) そうですね。個人情報保護法(基本法)の改正は検討されていますが、この審議会ですること自体は、後で違法になることはないということですね。

(多賀谷委員) オプトアウトは別として、匿名加工情報とかトレーサビリティとか、それをクリアしていないと、やっぱりそれは危険でしょうという話です。

(稲垣会長) 匿名化の段階から、きちんとしなさい、ということですね。

(多賀谷委員) はい。実施機関のご説明では、匿名性についてとか、トレーサビリティについては、それぞれの配慮がなされているので問題ないかと思います。

ただ、若干気になることは、研究の成果物については、東京大学がいずれ成果物を公表すると思うのですが、それはどのようになっていますか。どのような形で成果物を出すのか。完全に個人名は出さないのか、また、これは千葉市からもらったデータに基づく研究結果だというような形で公表するのですか。

(積田統計課長) 基本的に、東京大学の医学部の先生等ともお話をしていますが、例えば、文科省の委託とか、厚生労働省の委託で大学の先生が研究をして報告書を作るなど、そのようなことはよくあることだと思います。今回の共同研究の基本的なスタンスとしては、千葉市の課題、また、市民への医療や介護の施策に役立てるということでございますので、何か報告書を作るというイメージではなくて、多くの職員が、そういった中でお話を、例えば講演をしていただくとか、お話し合いをしていただくとか、そういった中で一つ一つデータ分析の裏を職員、または市民の方に提供していただければと、そのような形で考えております。

(稲垣会長) この共同研究は、論文のような形式にはならないのですか。

(積田統計課長) 研究者の方は、やはり論文ということも、想定はしてございます。

(多賀谷委員) その場合には、「A市のデータによれば」という形になるのですか。

(積田統計課長) それは、やはり千葉市という形は考えられると思います。

(稲生総合政策部長) 千葉市と東京大学共同研究という形での協定を結ぶ中での取り組みになりますので、その意味におきましては、直接的には施策という形で、その結果を反映させるというところがあります。そういう論文の中で、こういう協定、千葉市と東京大学の協定に基づくという部分は、出てくる可能性の方が高いだろうと思います。

(多賀谷委員) 千葉市の名前が出てくるということになりますね。

(稲生総合政策部長) そのように想定はします。

(藤谷委員) 条例第8条第1項第6号によるとなりますと、当審議会ですること、この東京大学との研究のために、国保データベース(KDB)システムの個人情報を提供することについて、公益上、特に必要があるかどうかということと、それと、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるという、この2つの要件をこの審議会ですること、その結果、初めて提供することが認められるということになると思います。

(多賀谷委員) 答申については、法的拘束力はありません。

(藤谷委員) 法的拘束力はありませんが、「審議会の意見を聞いた上」ですから、諮問事項ですから、諮問は諮問としても、それは、ここで審議しなければいけない。

私は、その目的の範囲内と考えているのは、今回のようなものについては、活用しなさいという法の構成があるのであれば、それは、言ってみれば、公益上の必要性であるとか、使用についての相当の理由などについては、既に、もうそれは、相応のものとして考えてよるしいのではないのでしょうか。

ただ、私の見解としては、第6号に規定している、「公益上特に必要」があるかどうか、また、「やむを得ない理由」があるかないかという審議は要らないのではないかと、ということです。

ただし、本日、実施機関が提出された、千葉市としての主体性を持った提供に当たってのチェックリストや、リスクの分析、リスクの対策は、必要であると考えます。

(多賀谷委員) 確かに公益上特に必要であるか、あるいは、やむを得ない理由があるかについては、審議会が決めるのではなく、それは千葉市が行政的な判断をされるわけですが、しかしそれが、全体としての千葉市個人情報保護条例に適合しているかどうかについて、審議会は、意見を言う役割があると思います。

(稲垣会長) 審議会として意見を言う場合に、何を基準に行うのか。条例に規定されている文言を勘案しながら審議会で議論するということでしょうか。ここ審議会で、やむを得ない理由があるかどうかまで議論する必要はないかと思うのですが。

(藤谷委員) 諮問といっても、最終的に審議会が、これが公益上特に必要がないので認めるべきでないという結論を出したとしても、それに市長が法的に拘束されることはないので、市長の判断で実施することは、可能性としてはあり得るでしょう。

ただし、この審議会としては、この「審議会の意見を聞いた上で」というのは、審議会として、公益上得に必要があるかどうかの結論は、審議会としては意見を出さなければいけない。

それから、「かつ」ですから、それと同時に、「使用することのやむを得ない理由があるかどうか」ということは、実施機関から説明をしてもらった上で、審議会として、認定する必要があると思います。

このことによって、条例第8条第1項第6号に沿った審議会としての運営がなされているということになると思います。

(稲垣会長) 条文自体が難しいのですが、「審議会の意見を聞いた上で」という文言が入っているので、いずれにしても、この趣旨は踏まえて議論すべきなのでしょうね。

(多賀谷委員) こういう形で千葉市の医療情報、市民の医療情報を匿名化して提供することによって、千葉市の健康システムに対して、かなり有益な結果が得られている。そういう意味で公益性があるだろうと考えられます。また、そのためには、個人情報を提供しなければ、そのような結果は得られませんが、個人情報がそのまま提供されるのであれば、いかななものか、ということになります。個人情報を匿名化されているから、それは、やむを得ない、という判断になると思います。

(稲垣会長) 議論の組み立ては確かに難しいですね。この条文の「当該個人情報を使用することにやむを得ない理由がある」とありますが、「やむを得ない」をどのように解釈したらよいのか、難しいですね。

話は変わりますが、国の行政機関の個人情報保護法の条文を見ますと、必要性に相当性を加えて考えることとなっています。「やむを得ない」まで、はっきりした文言ではないんですよ。

藤谷委員がおっしゃったように、目的外という整理であれば、「やむを得ない」に該当するかどうかという非情に難しい問題が出てくるわけですね。一方、目的内という整理であれば、そのような議論は要らないのではないかと、ということですよ。

(藤谷委員) そうです。

(稲垣会長) 多賀谷委員のお話では、匿名化など様々な対策を取っているのだから、それを踏まえれば、「やむを得ない」と言えるのではないかと、ということですね。

条文の書き方が、「審議会がやむを得ないと認めたときは」というのではなく、「審議会の意見を聞いた上で、実施機関がやむを得ない理由があると認めた」、そういう書き方だと思いませんか。

(多賀谷委員) 確かにそうですね。

(稲垣会長) 審議会としては、「審議会の意見を聴いた上で」の後ろにつく文章を勘案しながら議論をしなければいけないという感じだと思うのですが。どこまで、「やむを得ないと理由がある」、と審議会が認める必要があるかどうかは、別かなと思うのですが。

(藤谷委員) その意見は、審議会と言う必要があると思います。

(稲垣会長) そうですね。

(藤谷委員) 専門的な部分についての意見を求めたいということで、市長がこの審議会を作っているわけですからね。

(稲垣会長) そうですね。

(多賀谷委員) どのような答申をするか難しいですね。

(稲垣会長) 難しいですね。

(多賀谷委員) やはり、審議会として、公益上特に必要があると認める形の答申は、書きにくい可能性があります。

(稲垣会長) これまでの議論では、そのような感じはしますね。

(多賀谷委員) こういう目的外提供について、匿名加工化され、そして、また、その後のトレーサビリティも確保されているという点で、条例第8条1項6号の範囲内だろうと判断にしてはどうでしょうか。

(稲垣会長) 審議会としては、これこれに該当すると具体的には書かないで、相当であるぐらいの答で、審議会はそれでやむを得ない理由があるかどうかを認める言葉が後ろに来ているから、審議会はそこを書くのは、難しいと思います。

(多賀谷委員) 厳密に言うと、やむを得ないことはないかもしれませんね。

(稲垣会長) いわゆる緊急であれば、何かに間に合わないときはやむを得ないということではありますが。

(多賀谷委員) 制度自体としては確かにそうなのですが、時代として、匿名加工情報を提供するという流れになったので、やむを得ないということです。

(稲垣会長) このような共同研究は実施した方が良い。相当というところですね。

審議会としては、このやり方はいろいろあると思います。細かいところはこれで良いのかという議論を詰めた上で、このやり方は相当であるという意見は妥当だと思います。しかし、「やむを得ない」という文言まで入れられるかということだと思います。

(多賀谷委員) そうですね。

(稲垣会長) 言葉の意味からして、「やむを得ない」という場合はあまりないのではないかと思います。したがって、そこで書かなくても、この後ろの、さらに市が判断するという、二段構えの条文になっているように思います。

審議会としては、答申で、「やむを得ない」まで書かずに、「相当である」に留めるぐらいでいかがかと思いますが、その点は、事務局としては、いかがですか。

(久我政策法務課長) はい、大丈夫です。

(稲垣会長) 相当であると言うことで、あとは市で判断していただきたい。

(久我政策法務課長) はい。

(稲垣会長) それでは、実施機関が資料で示されましたセキュリティの内容について、議論を進めたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(藤谷委員) 対応策について議論する前に確認したいのですが、実施機関の資料の中で、「この情報は全て削ります」とか「町名までにする」とか、「生年月」、「月」までにするとか、いろいろな対応をされています。

個人情報に該当するレベルが、まだ残っていると考えられているのか、それとも、ここまで匿名化をすれば、もはや個人情報、すなわち特定の個人が識別され、または識別され得るものではないレベルまで到達していると考えているのか。事務局としての、意見をお聞きしたいのですが。

(久我政策法務課長) 今、藤谷委員がおっしゃったように、ここまで削除した場合、データを単体で見た場合は、個人情報ではないと言えるかもしれないのですが、今回につきましては、複数のデータを提供するということから、また、再識別化されるということも

あり得るのではないかということもありますし、また、内容が、とてもセンシティブな情報だということもありますので、今回、個人情報ではないというところをはっきりと言えない部分がありますので、個人情報と考えて対応した方が良いのではないかと考えています。

(多賀谷委員) 個人情報であるかないかは、まさに、その争点になるところです。だから、個人情報保護法の改正の状況を踏まえて、はっきりさせようとしているわけです。現段階ではわからないのです。

(稲垣会長) 国の方でも、いわゆる、低減化された情報というのか、個人情報でも灰色の部分がありますよね。これは、まさに低減化はされているのですが、これはまさに、個人情報ではない、と言い切るには難しい部分があります。

(多賀谷委員) 実施機関の説明では、紐付けの情報は東京大学に渡さないということなので、その限りでは、個人情報ではないという言い方もあり得るだろうと思います。

(藤谷委員) それについては、事務局は、ここまでやれば、単体で見れば個人情報ではないと言えるかもしれないとおっしゃっているのですが、私は、これ、例えば、何町まで、町名までで、生年月日じゃなくて何月。だから、何年の何月生まれで何町に住んでいる人で、例えば、病名は残るわけですから、何とかの病気という人が、もし一人しかいないとすると、これは特定の可能性がありますので、明らかに個人情報の領域に入っていると思います。

したがって、要するに、いろんな手段を講じて、国は、いわゆるパーソナルデータ、今、多賀谷委員がおっしゃっているような方向に近づくようにはしているのですが、今回、東京大学へ提供する情報は、国が議論している、いわゆる匿名加工情報の、まだもっと手前の状態ですので、生に近い情報で提供するというレベルであることを、ぜひ認識していただきたい。このレベルまで匿名加工をすれば、もう、例えば民間の事業者でも自由に使っていいよという話では、ないはずですよ。

(多賀谷委員) 民間の事業者にまで情報が出回ってしまうと、他の情報と掛け合わせれば、個人情報は再識別化されると思います。

(藤谷委員) それは、別途のリスクとしてあるわけですが、今、この状態でも個人情報であることは、もう明白なので、そこはぜひ、認識していただきたい。

(稲垣会長) 簡単に言うと、低減化しているというだけですよね。

(藤谷委員) そうです。

(稲垣会長) 住所については、提供する個人情報を区までにすると、かなり匿名化も進むのですが、町名までであれば、特定の病名と掛け合わせたら、もうあの人であると分かってしまうという問題です。いわゆる、低減化したということですかね。したがって、個人情報という認識で進めていただきたいと思います。

それで、3ページの(3)のウに、「特定の個人を再識別化してはならない」と記載されていますが、再識別化できる情報が東京大学に提供されるということですか。

(多賀谷委員) 東京大学が他のデータベースと掛け合わせるというのをしなければ、通常は、再識別化できないはずですよ。

(稲垣会長) そもそも、他の情報とかけあわせてはいけないのではないですか。

(藤谷委員) そういうことを禁じるための趣旨だろうと思います。

(稲垣会長) それはそれで必要ですね。

(藤谷委員) 東京大学がやろうと思ったら、できないことはありませんからね。

(多賀谷委員) 東京大学の中に、他に別のデータベースがある可能性もあり得ますよ。

(稲垣会長) そうですね。

東京大学が千葉市と共同研究を行っていて、仮に、さらに、船橋市とも共同研究を行うとした場合、そういう掛け合わせというのは起きてこないのですか。

(積田統計課長) 現状では、千葉市だけという形で、考えております。

(稲垣会長) 将来的には、隣の船橋市も一緒にやった方が良いということにはなりませんか。

(積田統計課長) 現状では聞いておりません。

(稲垣会長) 今は予定していない。

(積田統計課長) はい。

(稲垣会長) そういう場合、やっぱり、許可を取ってもらうとか、そのような歯止めをかけるようなことは考えているのですか。

(積田統計課長) 考え方としては、もしかしたら、研究者としては、例えば、政令市の都市圏に近い千葉市と、もう少し地方に外れたところとか、そのような形でのそういう対比というの也被えられているかもしれませんが、今、私どもの方では、そういう話も聞いておりませんし、想定もしておりません。

(中原委員) 千葉市が東京大学に情報を提供して、共同研究の結果、何のデータとして取りたいのですか。どういう成果が出ると判断されているのですか。

(稲生総合政策部長) 例えばですが、健診の受診と医療費、こういうものを、比較する中で、その健診の効果がどうかであるとか、あるいは、生活習慣病の対策などとするときに、どのような疾患に対して、どのような段階で、介入といいますか働きかけをすればいいかであるとか、いわゆる、予防型というようなことでの成果を考えていますので、そういう病気、不健康にならないための施策を盛り立てていく中で、こういったデータの中から読み取っていききたいと、分析をしていききたいと、基本的にはこのような考え方でおります。

(稲垣会長) 成果が出るかどうか分からないということですね。

(藤谷委員) ただ、レセプトも一緒に提供するので、レセプトには、何歳の方で、どのような病気であると診断されている人に対して、どういう薬が、どれだけ処方されたかが記載されているわけですね。そうだとすれば、ある薬についても、このような人が、この段階で処方されたら、検査の数値が急激に減っているというデータが分かる。民間事業者がとても欲しがる情報がたくさん出てくると思うんです。

したがって、データの取扱いに気をつけないといけないと思うのです。千葉市は政令指定都市なので、対象人数の母数が大きいので、民間事業者にとって、そのデータが入手できたら、とても大きな経済的利益につながります。

千葉市は、お金儲けをするつもりはないのですが、むしろ市民の健康のために活用するのですが、そのデータの使い方や、どのような研究結果を残すかによっては、民間事業者にとっても、国にとっても、自治体にとっても医療費とか薬剤費を減らせるために活用できるものになります。

これらは、よく言われるビッグデータなんですよ。

(多賀谷委員) そうですね。例えば、ジェネリックの薬をあまり使っていないことが明らかになり、そのことによって、医療費の削減へという動きになることもあり得ますよね。

(藤谷委員) はい。いろいろあります。

(稲生総合政策部長) 当然、市民の皆さんが健康で、健康寿命というような観点もあります。ただ、医療費自体は、今、千葉市でも大幅な赤字を抱えている。その医療費についても、適正な形になることによって、結果的に医療費が削減されて、そこで、生み出される財源は、さらに他の市民の方の福祉等を含めて活用できるという部分もありますので、その意味で、病気にかからない予防的な意味合いは、非常に重要であると考えております。

(稲垣会長) 幅広い可能性を見れば、少し考えただけで、いろいろとありますね。

(増山委員) ところで、千葉市の国民健康保険の加入者は何人ぐらいですか。

(積田統計課長) 千葉市民は約96万人ですが、国民健康保険の加入者は、その約27%ですので、人数としては約25万9,000人程度になります。

(増山委員) 民間事業者にとっては、約25万9,000人分のデータは、とても欲しい情報ですよね。

(藤谷委員) そうですね。民間事業者自身がそのデータを集めようとしても、できませんからね。

(増山委員) それは、本当に大変なことですね。

(藤谷委員) 市民のためにということで千葉市と東京大学との共同研究、それ自体は良いことなのですが、東京大学におけるデータの保管については、よほど厳重なものを求め

ておかないといけないと思います。東京大学に提供するデータには個人情報の特定性は残っていますので、標的型のサイバー攻撃がされましたら、千葉市民にとってはとんでもない個人情報の侵害につながります。

(多賀谷委員) 資料には、ファイアウォールの設定や、処理を行う端末をインターネットに接続しないなど、書いてあります。

(積田統計課長) データの取扱いは、先ほどご説明したとおり、きちんとした取扱い規程に基づいて行います。また、東京大学の方も倫理審査会があるし、私どもも、今お諮りしているような形で、しっかり手順を設けて、個人情報もしっかり守っていく。

基本的には、研究目的、千葉市の課題を東京大学の先生方に認識していただいて、それを東京大学の倫理審査会に諮って、その目的だけで分析をするということですので、何かそれ以外に利用されるということはないと考えています。

(多賀谷委員) 情報提供するのは1回だけですか。それとも、毎年行うのですか。

(積田統計課長) 基本的には、今回1回です。さらには、また今度はKDBの健康データという形で言うならば、継続的にも考えられると思っております。

(稲生総合政策部長) やはり、経年的にというのは必要な部分が出てくると思っております。

(稲垣会長) 過去何年分も提供するわけでしょう。そういう意味では経年的には分かりませんが、3年ぐらいしたら、また欲しいということがあると思います。

(積田統計課長) はい。

(藤谷委員) そういう意味では、要望ですが、東京大学もそういう一定の目的のためにやるという、倫理委員会とかを通すということになっているのですが、やはり、千葉市民の個人情報を活用するという、目的は大変良いことですので、かつ、これはデータを処理しないと、今まで多分踏み込めなかった、千葉市民の医療とか健康についての良い施策に役立つということは、それは直感的に分かります。

しかし、東京大学の方が、これだけのビッグデータを取り扱うということで、民間事業者にとっては、とても欲しい情報であるということとをきちんと認識しているかどうかということも含めて、このような情報を扱うサーバーが、入退室がしっかりしている管理されている部屋にあって、アクセスログもきちんと捉えていてとかという点は、ぜひ、もう一回、実際にチェックすることが必要だと思います。

共同研究は、とても良いことではありますが、一方、ハッキングであるとか、サイバー攻撃などのリスクもありますので、十分対策をとった上で実施していただきたい。

(積田統計課長) 実際、東京大学のパソコンルームというか、そういう処理をする部屋も案内していただき、セキュリティのご説明もいただきました。また、今回、中心となって研究していただく、東京大学の医学系研究科の医学博士は、国のレセプト等の分析を中心になってやっていただいている先生ですので、その辺は、さらに私の方では調整をして、間違いのないようにやりたいと思っております。

(稲垣会長) 資料6ページの枠の中の2の(2)のAですが、「作業者の限定」とありますが、具体的にどう限定するのですか。

(積田統計課長) 基本的には、データを扱う方は、実施計画書の中に名前を入れていただくということなので、市が想定していますのは、例えば、Aさん、Bさん、Cさんのその3人という形です。大学生などは、全く、想定しておりません。

(稲垣会長) 名前も具体的に教えてもらうことになるのですか。

(積田統計課長) 当然そうなります。

(多賀谷委員) アクセスコントロールでは、入退室管理で行いますか。

(積田統計課長) はい。

(多賀谷委員) パソコンの起動するところで、識別情報を使うのでしょうか。

(積田統計課長) 両方です。

(多賀谷委員) 指紋認証などを行わないと、おそらく、パソコンが起動しないということになるのでしょうか。

(藤谷委員) 今回、かなりリスクを分析していただいて、対策についても具体的にやっ

ていただいていますので、すごく良いことだと思いますので、これは今後とも続けていた
だきたいということで評価をさせていただきます。

その意味では、一つ、つけ加えていただきたいのは、ビッグデータとしてメリットも大
きい反面、リスクも考えられることですので、外部監査をぜひ入れてほしいです。

そもそも、これ研究を何年間か、先ほど経年変化という話がありましたが、そもそも期
間は決められているのですか。

(積田統計課長) 協定では、昨年から3年間という形にはなっていますが、お互いの申
し出によって更新という形になります。

(藤谷委員) 新年度に入ってから、東京大学へ情報提供するのでしょうかから、できるだ
け早く、予算があるかということもありますが、ぜひ、外部監査は最初のうちに入れてい
ただきたい。

(多賀谷委員) セキュリティ監査ということですね。

(藤谷委員) そうですね。千葉市から東京大学へ提供するまでの作業、そこから、提供
した後、つまり提供先である東京大学において、ぜひ外部の監査、専門家の監査を入れて
いただきたい。

(多賀谷委員) そのことは、答申の中に書いておいた方が良いでしょうね。

(藤谷委員) ぜひ、それは入れた方が良いでしょうね。

それと、さらに具体的になるのですが、要は、このデータを入れてあるサーバーについ
て、アクセス権限、要するに、パスワードとIDを持っている人が、当然、アクセスで
きるわけですよね。また、パスワードとIDを持っていない人が、狙おうとするのが標的
型サイバー攻撃です。

まずは、そのパスワードとIDを持っている人に関して、ログのチェックが必要です。
誰が、いつ、このサーバーのどのファイルにアクセスしたかというログのチェックは、通
常、1か月に一度行うという形で行われることがよくあるのですが、情報の重要さから言
って、これでは不十分です。

今回のデータの重要さから言えば、最低限ログのチェックを1日1回は行っていただき
たい。これはぜひ、具体的にその監査を行う前に、アクセス権限を持っている人のログの
チェックを1日に1回行うよう、千葉市から東京大学に要求してください。

ある人が、何でこんなところにこんなに毎日、これだけの時間、アクセスしているんだ
というのが分かれば、例えば、例のベネッセの漏えい事件についても、5,000万件近
く漏えいされる前に、もしかしたら、200万件で止められていたかもしれない。だから、
ログのチェックは、とても重要なんです。

したがって、この重要性に鑑みて、少なくとも1日1回は必ずログのチェックをしてい
ただきたい。

それともう一つは、先ほどの標的型のサイバー攻撃の件ですが、このリスクは当然あり
得ますので、きちんと対策をとっていただきたい。そして、やはり東京大学から千葉市に
対して報告することを、入れ込んでいただきたい。

(稲垣会長) 定期的に千葉市へ報告という記載がありましたよね。

(積田統計課長) ログのチェックなども含めて、これまでの議論での指摘なども踏まえ
まして、東京大学と協議いたします。

(稲垣会長) ありがとうございます。

(多賀谷委員) 先ほどの藤谷委員の指摘をある程度、附帯条件といいますか、追加して
入れて、それで答申していただければよろしいかと思います。

(稲垣会長) それでは、これまでの議論を踏まえて、答申を出すことでよろしいでしょ
うか。

(異議なし)

(稲垣会長) それでは、これまでの議論を踏まえまして、原案といいますか、事務局で、
口頭で取りまとめていただけますか。

(久我政策法務課長) そうしましたら、「千葉市と東京大学との共同研究における国保
データベース(KDB)システムに記録されている個人情報の東京大学への目的外提供に

については、匿名加工して提供することとしていること、トレーサビリティを確保する仕組みを整えていること等、個人情報保護に関し必要な措置が講じられていることから、条例第8条第1項第6号に基づく提供として行うことについて相当である。」とし、「ただし」ということで、これまでの議論でありました、「アクセスログのチェックを1日1回行うこと、標的型のサイバー攻撃の対策を行い市に報告をすること、外部の第三者によるセキュリティ監査を実施すること」の3点を、附帯意見としてつけさせていただく形でよろしいでしょうか。

(稲垣会長) このような趣旨の流れの答申としまして、文言の言い回しについては、事務局と私で調整して決定することによろしいでしょうか。

(異議なし)

(稲垣会長) ありがとうございます。

話は変わりますが、将来的には、先ほど議論となった条例第8条第1項第6号の「当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があるとき」という規定については、改正を含めて検討しないとイケませんね。

(多賀谷委員) 確かに、個人情報保護条例を改正してから、10年経ちますかね。

(稲垣会長) 国の行政機関の個人情報保護法では、「相当の理由があるとき」や「特別な理由があるとき」という規定の仕方をしていますよね。

(多賀谷委員) 基本的には、目的外の提供は禁止ですからね。

(稲垣会長) 「やむを得ない理由」と規定されてしまうと、どのように運用したらよいのか、難しいですね。

(藤谷委員) おそらく、出発点は、原則としては、行政というのは法律を執行することなので、法律の目的の範囲内のことをやっているのですが、その範囲内を相当厳しく絞るという、多分そういう意図だったと思うのです。

(多賀谷委員) そうです。

(稲垣会長) 話はもとに戻りまして、先ほどの形で答申をさせていただきます。

そのほか、事務局から、報告は何かありますか。

(久我政策法務課長) 本日の会議の議事録の確定についてお話しさせていただいてよろしいでしょうか。

議事録の確定方法でございますが、後日、事務局の方で議事録の案を作成いたしまして、委員の皆様へお送りさせていただきたいと思っております。そのご意見を踏まえまして、修正案を作成します。確定につきましては、会長さんに一任していただく形であればと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(稲垣会長) よろしいですか。

(中原委員) 一つ、お願いがあるのですが、議事録案をもう少し早くいただけないでしょうか。

(久我政策法務課長) 今後は、なるべく、早めに作成したいと思っております。

(稲垣会長) 今回、会議と会議の間が短かったので、余計に、そのように感じるのかもかもしれませんね。

(稲垣会長) 当審議会の議事録は、ある程度、逐語的に作成されているので、全部思い出すことができているので良いですね。要点だけでは、分かりにくいですからね。その分、作成に手間がかかると思っています。

(中原委員) それでは、なるべく早くということをお願いします。

(久我政策法務課長) はい。

(稲垣会長) 以上をもちまして、第15回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了します。

——了——